

県プール整備運営事業（仮称） 実施方針に関する意見への回答

- ・ 県プール整備運営事業（仮称）実施方針に関して、令和2年(2020年)4月3日までに寄せられた意見への回答を公表します。多くの意見をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・ 意見への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、意見を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和2年5月
宮崎県

■実施方針意見一覧

No.	資料名	タイトル	該当箇所							意見内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
1	実施方針	事業目的	1	1	(1)	④				民間収益施設との相乗効果を期待してのPFI事業との一体公募とのことですが、民間収益施設の公募目的や公募要件を明確にすることにより必ずしも一体公募しなくても、記載されている事業目的は達成できると考えます。それぞれの事業の優位性を最大限発揮できるようにするためにも、PFI事業と民間収益施設事業は別公募としていただきたいと考えます。	PFI事業と民間収益事業との一体公募を行うことでより一層、本施設と民間収益施設との相乗効果、地域の活性化が期待できると考えております。PFI事業と民間収益事業の一体での提案を期待しております。
2	実施方針	対象施設の概要	2	1	(1)	⑥				本事業の対象施設が本施設(プール)と民間収益施設と別れており、また、契約に関してもPFI事業契約と定期借地権設定契約と2つの事業に大きく分けられています。プールとの相乗効果を期待されることは理解できますが、一体公募にすることによる課題の方が大きいと思慮します。特に民間収益施設用地は敷地面積も大規模であることから、本事業はプール整備のためのPFI事業公募が主なのか民間収益施設の公募が主なのか、公募の位置づけが不透明になっているのではないかと考えられます。プール事業に軸足を置いている事業者、または、民間収益施設に軸足を置いている事業者を一体公募することをお互いの事業者が望まない場合は、一体公募することすらかないません。従いまして、本件に関しては、プール事業と民間収益施設事業を別々に公募していただくことを要望します。	本事業はPFI法に基づく事業として実施することを考えており、あくまでPFI法に基づく特定事業の対象は本施設の設計、建設、工事監理、運営、維持管理業務となります。その前提をご理解いただいた上で、PFI事業と民間収益事業を併せてご提案していただきたいと考えております。
3	実施方針	設計・建設の対価	4	1	(1)	⑩	ア	(7)		設計・建設の対価を割賦払いにてPFI事業者 に支払うと御座いますが、割賦の元本には消費 税を含めて計算していただきたく存じます。 割賦基準廃止に伴い、消費税還付を得られな いことから、PFI事業者は消費税込みの設計・ 建設費相当額を金融機関から借入を行う為で す。	ご意見として頂戴いたします。入札公告時に お示しします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所							意見内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
4	実施方針	運営・維持管理の対価	4	1	(1)	⑩	ア	(ウ)		本件の対象敷地である宮崎市様は事業所税の課税団体ですので、本件が事業所税の課税対象となった場合、事業所税の取扱いについて、御明示賜りたく存じます。	サービス購入料に事業所税は含まれておりません。 なお指定管理者制度を導入する公の施設における事業所税の取扱いについては「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて(平成17年11月14日付総税市第59号総務省自治税務局市町村税課長)」の趣旨を踏まえて、宮崎市において事業主体の判断を行うこととされています。
5	実施方針	運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)	⑩	ア	(エ)		光熱水費については事業期間において基本料金の変更や利用者的大幅な増減に対して、変更の協議が可能な契約とすべきと考えます。	ご意見として頂戴いたします。入札公告時にお示しします。
6	実施方針	利用者から得る利用料金収入	4	1	(1)	⑩	イ	(ア)		入札時に想定した利用料金収入について世の中の大きな変動によって著しく増減した場合、金額の協議が可能な契約とすべきと考えます。	ご意見として頂戴いたします。入札公告時にお示しします。
7	実施方針	利用料金収入	5	1	(1)	⑩	イ	(ア)		利用料金収入については、これまでの実績がない上に国スポ・障スポ及び減免利用があることから、想定と実績数値が乖離する可能性があります。想定以上に減免利用があった場合、事業者側としてはリスクとなりますので、事業者側としても減免利用に全面的に協力できるよう、少なくとも令和8年度までは使用料金制にすべきと考えます。	ご意見として頂戴いたします。利用料金収入については、入札公告時にお示しします。
8	実施方針	募集及び選定スケジュール	7	2	(3)					令和3年2月実施の競争的対話における意見が実施方針や要求水準に影響がある場合、変更を行うとするなら提案書の提出までの時間が短いと思います。入札公告後早い時期に行ってはいかがでしょうか。	ご意見として頂戴いたします。入札公告後の競争的対話のスケジュールについては入札公告時にお示しします。
9	実施方針	意見交換会の実施	9	2	(4)	②				意見交換会の実施を御予定頂き、ありがとうございます。意見交換会の内容の公表については、お示しの通り事業者側のノウハウや提案内容の流出に繋がるリスクが考えられます。競争の公平性の担保の為に、公表前に必ず事業者側へ「公表可否の判断」を項目毎に確認頂きます様、何卒宜しくお願い致します。	意見交換会の内容の公表について、事前確認等を実施し、ノウハウや提案内容の流出につながらないよう配慮いたします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所							意見内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
10	実施方針	参加者との競争的対話	10	2	(4)	⑦				競争的対話の実施を御予定頂き、ありがとうございます。意見交換会同様、内容の公表については事業者側のノウハウや提案内容の流出に繋がるリスクが考えられます。競争の公平性の担保の為に、万一公表される場合は必ず事業者側へ「公表可否の判断」を項目毎に確認頂きます様、何卒宜しくお願い致します。	競争的対話の内容の公表について、事前確認等を実施し、ノウハウや提案内容の流出につながらないように配慮いたします。
11	実施方針	入札参加グループの構成等	10	2	(5)	①	ア	(ア)		PFI事業における他事例として、各業務の参加資格を有するだけの企業が出資を伴わず関与し、業務責任が不透明になることで、事業進捗に著しい支障が発生した案件があると聞いています。つきましては、各業務に当たる企業は、責任を持ってその業務を遂行し、事業を滞りなく前進させるためにも、各業務において参加資格を有する企業はSPCへ出資が必要になるように条件を変更すべきだと考えます。	入札公告時にお示しします。なお、回答時点では各担当業務(設計・建設・工事監理・運営・維持管理)を主として受け持つ者すべてがSPCに出資することを条件としておりません。
12	実施方針	入札参加グループの資格等	13	2	(5)	①	ウ	(イ)	b	(d)について建築工事に当たる企業は、代表を除く企業の条件は、総合評定値950点以上となっている。多くの入札参加予定グループでは、国内大手+県内大手+地元中堅等の構成で検討していると思われる。 だが、宮崎県建築一式工事の特Aランク業者が全て950点以上ではないなど、条件が厳しすぎるのではないかと。 これでは、グループ構成の自由度を狭めると共に、地元業者の活用を阻害すると考えられる。 全国の自治体では代表となる企業のみが高い評定値を満たせばよいという条件や、地元中堅業者を意識した700~850点程度の条件の公告が見られる。 よって、以下の3点を提案する。 ①総合評定値の制限をいずれか1社のみとする ②総合評定値の制限の3段化(現在2段) ③総合評定値の制限の緩和(700~850程度)	品質確保・事業継続性と、競争性確保とのバランス及びこれまでの大規模建築物の参加資格要件を考慮して参加資格を定めております。 ただし、地元中堅業者の参加機会の確保の観点の御意見を受けて、3つの提案のうち②について、今後検討します。

No.	資料名	タイトル	該当箇所							意見内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
13	実施方針	入札参加グループの資格等	13	2	(5)	①	ウ	(イ)	b	<p>建築工事の代表を除く企業の条件について、総合評定値950点以上の県内建築一式事業者は少ないので、地元の建設業者が参加できないのではないかと思います。</p> <p>代表構成員となる企業が、高い評定値を持ち、十分な施工実績を満たせば、他の構成員の条件は最低限度の評定又は実績で良いと思います。</p> <p>また、多くの地元建設業が今回のような工事に参加し、受注実績にて技術面・管理面等の育成につながると考えます。</p>	No.12の回答を参照してください。
14	実施方針	参加資格要件	13	2	(5)	①	ウ	(イ)	b	<p>建築工事JVメンバー(1200以上の者を幹事とする場合の非幹事社)は県内企業から複数選定したいと考えております。できるだけ広い範囲から選定したく考えますが、総合評定値950では該当企業が少ないので、800程度としていただきたい。</p>	No.12の回答を参照してください。
15	実施方針	本施設整備に係る参加資格要件	13	2	(5)	①	ウ	(イ)	b	<p>建築工事に当たる者の総合評価値について、950点以上が参加要件となっていますが、地元建設会社でも限られた企業しか参加機会がない状況と思われます。総合評価値を700点以上としていただくよう、ご検討をお願い致します。</p>	No.12の回答を参照してください。
16	実施方針	本施設の運営に係る参加資格要件	15	2	(5)	①	エ		(b)	<p>本施設は「国スポ・障スポ」を中心に全国大会等の大規模な公式大会を想定されていますので、運営に係る参加資格にはより具体的な実績などを規定した方が良いと考えます。</p>	ご意見として頂戴いたします。回答時点では、原文のままとします。
17	実施方針	本施設の維持管理に係る参加資格要件	15	2	(5)	①	オ		(b)	<p>本施設は「国スポ・障スポ」を中心に全国大会等の大規模な公式大会を想定されていますので、維持管理に係る参加資格にはより具体的な実績などを規定した方が良いと考えます。</p>	ご意見として頂戴いたします。回答時点では、原文のままとします。
18	実施方針	参加資格の確認等	15	2	(5)	②				<p>原案では、欠格期間が参加資格確認基準日(R3/1)から事業契約成立時(R3/10)と長きに亘るため、例えば、他のPFI公募条件でもよく見られるような参加資格確認基準日(R3/1)から落札者決定日(R3/6)迄と限定いただけないでしょうか。</p>	ご意見として頂戴いたします。回答時点では、原文のままとします。

No.	資料名	タイトル	該当箇所							意見内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
19	実施方針	落札者の決定	17	2	(6)	②				<p>本事業の主たる目的はプール施設を整備するPFI事業ではないかと認識していますが、民間収益施設との一体公募することによって、プール施設のPFI事業評価が薄れてしまい、本来の事業目的が達成できないのではないのでしょうか。</p> <p>従いまして、プール事業と民間収益施設事業を別々に公募していただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見として頂戴いたします。本事業では、PFI事業と民間収益事業との一体公募を行うことでより一層、本施設と民間収益施設との相乗効果、地域の活性化が期待できると考えております。</p>
20	実施方針	著作権	17	2	(6)	④				<p>貴県がお考えの「本事業の評価結果公表に必要な範囲に対する基本的な考え方及び添付が必要となる資料」を本質問への回答においてお示し願います。過去のPFI案件において、事業者への確認無く無断で提案書を議会報告資料として議員やメディア、傍聴者全てに無断で配布される事案が発生しました。事業者のノウハウや企業存続に関わる重要な要素となること、またそれ以上の官民連携事業として大前提となる「官民の信頼関係」の構築が、事業契約前から損なわれるという大きなリスクを双方で抱える事となります。何卒御理解の程、宜しく願い申し上げます。</p>	<p>ご意見として頂戴します。なお公表資料として提案書の一部又は全部を使用する場合には、提案者に事前に確認を行うなど、慎重に対処させていただく方針です。</p>
21	実施方針	著作権	17	2	(6)	④				<p>事業者提案として提出した透視図に関して、例えば民間収益事業の事業内容にもよりますが、公表可否判断が必ず必要となる企業も存在致します。万一貴県からの確認無く公表が発生した場合、例えば民間収益事業者側との賃料交渉が難航するだけでなく、最悪のケースとして撤退を招くというリスクを事業者も貴県も抱えるが懸念されます。事業者決定後、事業者に公表可否の確認無く無断で使用される事の無き様 何卒宜しくお願い致します。</p>	<p>No.20の回答を参照してください。</p>
22	実施方針	参加資格の確認等	17	2	(7)	①	イ			<p>労災事故によって失格となり、違約金が課せられるという事態は建設企業の参加意欲を大きく減退させます。この失格・違約金リスクの事由として労災事故は含めず、本事業の談合等に限定いただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見として頂戴いたします。回答時点では、原文のままとします。</p>

No.	資料名	タイトル	該当箇所							意見内容	回答
			頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字		
23	実施方針	参加資格の確認等	17	2	(7)	①	イ			PFI事業契約不締結に伴う定借事業の契約解除、あるいは定借契約不締結に伴うPFI事業の契約解除という建付け(クロスデフォルト)は、同一入札グループとは言え、事業主体が異なることから不合理であると思料しますので、回避いただきますようお願い致します。さらに、この場合、違約金規定が重複して課せられることが無いようご配慮願います。	ご意見として頂戴いたします。入札公告時にお示しします。
24	実施方針	落札者の決定	18	2	(7)	②	イ			民間収益事業者が参加資格を欠く事態に陥った場合、要項上は補充やその他企業での参加資格を満たすことが認められていますが、特に、民間収益事業の場合、その代替企業を補充することや、その他企業で参加資格を満たし民間収益事業を提案内容と同じ内容で実施することは不可能と考えます。一体公募において、このような事象が発生した場合、PFI事業契約も締結されない恐れがあることから、是非とも、PFI事業と民間収益事業は別発注としていただきたい。	現時点では、別発注とする予定はありません。No.1の回答を参照してください。
25	実施方針	リスク分担	20	3	(1)					別紙「リスク分担表」不可抗力条項において、天変地異の例示に感染症伝染病等を加えていただきたいです。また、民間収益事業において、このような不可抗力による休業や営業活動制限における収益激減のリスク負担が事業者のみとなっております。地代の支払いが通常通りですと事業継続が困難な場合もあろうかと思えます。不可抗力による一時的な休業等の場合には地代の減免をいただきたい、つまりリスクを貸主(県)も負担いただきたいです。	ご意見として頂戴いたします。入札公告時にお示しします。
26	実施方針	敷地境界線	22	4	(1)					PFI事業敷地と民間収益事業敷地の境界を南側に移動させることが可能かご教示ください。	実施方針への質問No.80の回答を参照してください。
27	実施方針	不可抗力	29	別紙1-1						地震、洪水等天災による不可抗力につきましては、民間収益事業への復旧に時間を要する場合や、民間収益施設の存続が難しいとの判断を民間収益業者が判断した場合、地代の減免についてお願いします。	ご意見として頂戴いたします。入札公告時にお示しします。
28	実施方針	民間収益施設	33	別紙2	(3)					世の中の変化が著しい昨今、事業期間が非常に長い事業を行う場合事業形態や範囲についても柔軟に変化させることが必要と考えます。その時々時代に最適な施設になるよう協議ができるようお願いいたします。	ご意見として頂戴いたします。入札公告時にお示しします。